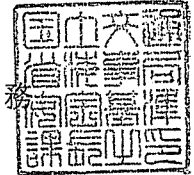


国海安第39号
平成21年7月6日

(社)日本船舶品質管理協会
常務理事 武山 誠一 殿

国土交通省海事局安全基準課長
秋田 務



船舶検査心得の一部改正について

標記について、下記の省令等に関する船舶検査心得の一部を別添のとおり改正することと致しましたので、よろしくお取り計らい頂きますようお願い申し上げます。
また、関係各位への周知方よろしくお取り計らい頂きますようお願い申し上げます。

記

- ・ 船舶機関規則（昭和59年 運輸省令 第28号）



国際(SI)単位系の採用に伴う船舶機関規則心得の一部改正について

平成21年7月
安全基準課

1. 改正概要

世界各国においてSI単位化が進められているのに対応し、今般、船舶機関規則心得についてもSI単位系への改正等を行う。

2. スケジュール

平成21年7月6日(決裁日)より適用する。